

第4期 帯広市エコオフィスプラン

帯広市役所における
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
地方公共団体実行計画（事務事業編）

令和3年3月
（令和7年3月改訂）

帯広市

目 次

第1章 背景	1
第2章 基本的事項	2
1 計画策定の目的	
2 対象とする範囲	
3 対象とする温室効果ガス	
4 計画期間	
5 計画で用いる温室効果ガス排出量の単位等	
第3章 温室効果ガスの削減目標	5
1 基準年度	
2 削減目標	
第4章 市が率先して行う取り組み	7
1 市有施設の整備等に関する取り組み	
2 日常の事務・事業に関する取り組み	
第5章 計画の推進及び進捗管理	11
1 計画の推進にあたっての考え方	
2 計画の推進及び進行管理	
3 進捗状況の公表	
資料編	12
資料1 これまでの温室効果ガスの排出実績（第1期から第3期）	
資料2 第4期帯広市エコオフィスプランの令和5年度までの取り組み状況	
参考資料	

第1章 背景

地球温暖化は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加を主な要因として、地球表面の 대기や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。我が国においても異常気象が顕在化し、農作物や生態系への影響等が懸念されており、世界の国々が協調して地球温暖化防止に向けた取り組みを進めることが求められています。

平成 27 年に、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されて以降、国際的に地球温暖化対策が強化される一方、気候変動はますます深刻化しています。

我が国においては、令和 2 年に、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを宣言しました。国は、令和 3 年 10 月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」で、令和 12 年度までに温室効果ガス排出量を平成 25 年度比で 46%削減することを目標に掲げています。さらに、地方公共団体においても、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、「政府実行計画」に準じ、地域における率先した取り組みを進めるよう定めています。

帯広市では、令和 3 年 3 月に「第 4 期帯広市エコオフィスプラン」を策定し、令和 12 年度までに二酸化炭素排出量を令和元年度比で 12%削減する目標を掲げています。

また、令和 6 年 3 月に「帯広市ゼロカーボン推進計画」を策定し、2050 年ゼロカーボンを見据え、令和 12 年度までに市内から排出される温室効果ガスを平成 25 年度比で 48%削減することを目標に設定しました。

「帯広市ゼロカーボン推進計画」における目標達成に向けては、本市の事務事業においても、「政府実行計画」に準じ、省エネ設備や再エネの導入など、地域における率先した取り組みを定めるとともに、全庁をあげて、脱炭素化に向けた取り組みを進めることで、更なる温室効果ガス排出削減につなげていくことが重要です。

このため、「第 4 期帯広市エコオフィスプラン」の見直しを行い、二酸化炭素排出量の削減目標を引き上げ、市民や事業者の模範となるよう、本市の一事業者として、温室効果ガス排出削減の取り組みを率先して進めていくものです。

※【政府実行計画】国の各省庁が自らの事務事業に関する温室効果ガスの排出の削減等のための取り組みを定めた計画。令和 3 年 10 月に見直しを閣議決定し、令和 12 年度までに温室効果ガス排出量を平成 25 年度比で 50%削減することを目標に掲げている。

第2章 基本的事項

1 計画策定の目的

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、本市の事務事業に関し、再エネの導入、省エネ・省資源、廃棄物の減量などに取り組み、温室効果ガス排出削減を図ることを目的として、帯広市エコオフィスプランを策定するものです。

また、市内の一事業者として、本市が率先して取り組みを進めることで、市民や事業者の模範となることを目指します。

【地球温暖化対策推進法第21条第1項】

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 対象とする範囲

市が行う全ての事務事業とし、対象施設は、市が管理する施設とします。ただし、指定管理施設及び学校においては、温室効果ガスの排出量を除く部分（水・廃棄物削減、グリーン購入、マイカー通勤の自粛等）は対象外とします。

※温室効果ガスの算定対象は、自らがエネルギー管理権限を有する施設とされていることから、市が管理する施設に加え、新たに公園灯と街路灯を追加します。

3 対象とする温室効果ガス

「第4期帯広市エコオフィスプラン」で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で規定するもののうち、本市の事務事業において排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

※帯広市において発生させる可能性のないパーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF₆）は対象外とします。

表1 対象とする温室効果ガスの主な排出要因と地球温暖化係数

温室効果ガス		主な排出要因	地球温暖化係数 [※]	
			令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から
二酸化炭素	CO ₂	各施設が使用するエネルギー（電気、ガス、石油燃料）、公用車燃料の使用	1	1
メタン	CH ₄	公用車の使用、下水処理	25	28
一酸化二窒素	N ₂ O	公用車の使用	298	265
ハイドロフルオロカーボン	HFC	カーエアコンの使用、庁舎エアコンの使用	1,430	1,300

※出典：地球温暖化対策推進法施行令

※地球温暖化係数とは、CO₂を1（基準）として、各ガスの温室効果の強さを示す指標。

4 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間としますが、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 計画で用いる温室効果ガス排出量の単位等

(1) 温室効果ガス排出量の単位

二酸化炭素換算トン (t-CO₂)

(2) 二酸化炭素換算係数及びその他温室効果ガスの排出係数

地球温暖化対策推進法施行令に定める係数を用います。ただし、都市ガス（天然ガス）については、（株）帯広ガスからの聞き取りによる係数を、電気については環境省及び経済産業省が毎年度公表する電気事業者別排出係数を用います。

表2 二酸化炭素換算係数及びその他温室効果ガスの排出係数

	排出起源(項目)		係数	係数	単位
			(平成25年度)	(令和5年度)	
CO ₂ 排出起源	ガソリン		2.32	2.29	tCO ₂ /kl
	軽油		2.58	2.62	tCO ₂ /kl
	灯油		2.49	2.50	tCO ₂ /kl
	A重油		2.71	2.75	tCO ₂ /kl
	LPG		3.00	2.99	tCO ₂ /t
	都市ガス		2.294	2.232	kgCO ₂ /m ³
	天然ガス				
	電気	北海道電力	0.688	0.533	kgCO ₂ /kwh
CH ₄ 排出起源	ガソリン・LPG	乗用車	0.000010	0.000010	kgCH ₄ /km
		バス	0.000035	0.000035	
		軽乗用車	0.000010	0.000010	
		普通貨物車	0.000035	0.000035	
		小型貨物車	0.000015	0.000015	
		軽貨物車	0.000011	0.000011	
		特殊自動車	0.000035	0.000035	
	軽油	乗用車	0.000002	0.000002	kgCH ₄ /km
		バス	0.000017	0.000017	
		普通貨物車	0.000015	0.000015	
		小型貨物車	0.0000076	0.0000076	
		特殊用途車	0.000013	0.000013	
	下水処理量		0.00088	0.00088	kgCH ₄ /m ³
N ₂ O排出起源	ガソリン・LPG	乗用車	0.000029	0.000029	kgN ₂ O/km
		バス	0.000041	0.000041	
		軽乗用車	0.000022	0.000022	
		普通貨物車	0.000039	0.000039	
		小型貨物車	0.000026	0.000026	
		軽貨物車	0.000022	0.000022	
		特殊用途車	0.000035	0.000035	
	軽油	乗用車	0.000007	0.000007	kgN ₂ O/km
		バス	0.000025	0.000025	
		普通貨物車	0.000014	0.000014	
		小型貨物車	0.000009	0.000009	
		特殊用途車	0.000025	0.000025	
HFC-134a排出起源	業務用冷凍空調機器の使用開始		0.017	0.020	tHFC/tHFC
	業務用冷凍空調機器の整備		0.010	0.010	tHFC/tHFC
	封入カーエアコンの使用(年間)		0.010	0.010	kgHFC/台・年

(3) 各年度の温室効果ガス排出量の算出

温室効果ガス排出量は、当該年度の係数を用いて算出します。

また、参考として、二酸化炭素排出量については基準年度（平成 25 年度）の二酸化炭素排出係数等も用いて算出し、当該年度の取り組みの進捗状況の評価に用います。

(4) 基準年度の温室効果ガス排出量の調整

計画期間中に、温室効果ガス排出量に大きな影響を及ぼす施設の新設、廃止、増改築があった場合、実態を踏まえて基準年度の温室効果ガス排出量を調整します。

第3章 温室効果ガスの削減目標

1 基準年度

基準年度は平成25年度とします。

2 削減目標

- ・令和12年度の二酸化炭素排出量を、平成25年度比で52%削減する。
- ・メタン等の二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量は、増加させないものとする。

本市の事務事業における温室効果ガスの排出量は、99%以上を二酸化炭素が占めることから、これまでと同様に、影響の大きい二酸化炭素に関してのみ削減目標を設定し、その他温室効果ガスについては、基準年度以上に増加させないものとします。

二酸化炭素排出量の削減目標は、「帯広市ゼロカーボン推進計画」における「業務その他部門」の目標を踏まえ、令和12年度までに基準年度比52%削減とします。

表3 温室効果ガス排出量の削減目標

		排出量 (t-CO ₂)			目標及び増減率 (t-CO ₂)
		基準年度 (平成25年度)	直近値 (令和5年度)	目標年度 (令和12年度)	
二酸化炭素 (CO ₂)		33,435	27,625	16,049	△17,386 (△52%)
二 酸 化 炭 素 以 外	メタン (CH ₄)	187	202	-	-
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	14	9	-	-
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	3	3	-	-
	計	204	214	204	±0 (0%)
合計		33,639	27,839	16,253	-

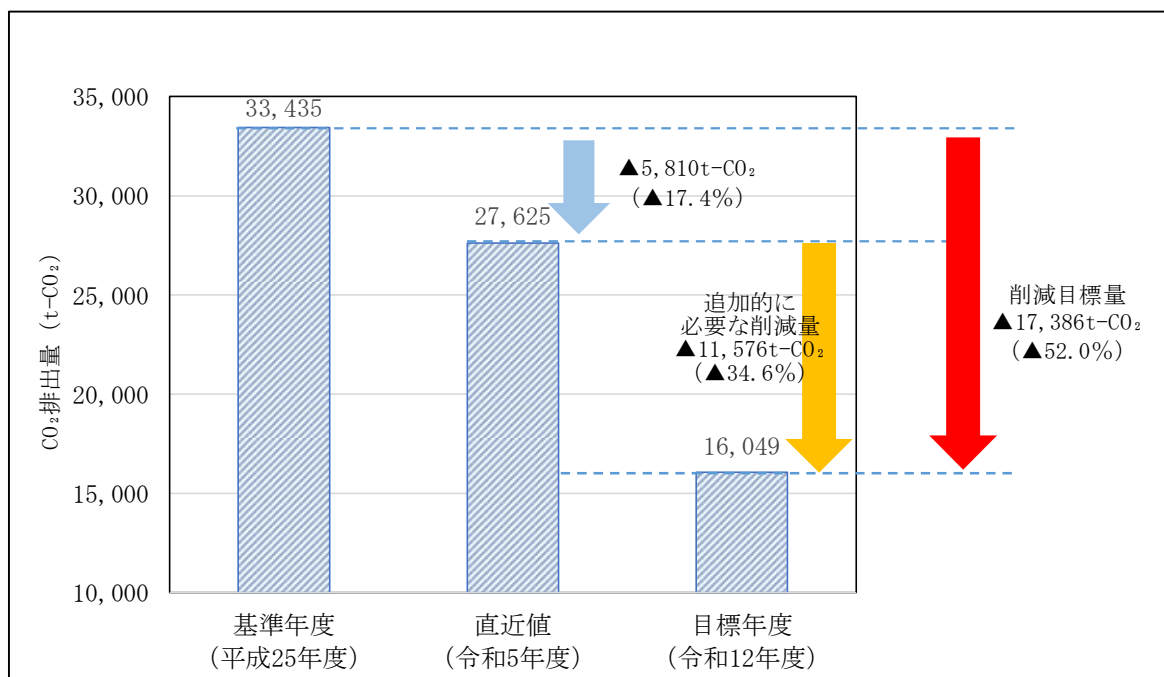


図1 二酸化炭素排出量の削減目標

二酸化炭素排出量については、令和5年度までに17.4%減少しており、今後、市有施設等の省エネ化や市有施設への再エネ導入のほか、職員の省エネ行動の継続により、目標年度である令和12年度までに基準年度比52%の削減目標の達成を目指します。

表4 二酸化炭素排出量の削減目標の内訳

項目	削減目標		主な取り組み内容
	CO ₂ 量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	
市有施設等の省エネ化等	8,183	70.7	新築建築物のZEB化、照明のLED化、次世代自動車の導入など
市有施設への再エネ導入	1,807	15.6	再エネ設備の導入、再エネ電力等の調達など
職員の省エネ行動	1,586	13.7	空調設備の適切な運用、節電、エコドライブなど
合計	11,576	100.0	

第4章 市が率先して行う取り組み

削減目標を達成するため、温室効果ガスの中で最も排出量の多い二酸化炭素の削減に向け、以下に示す取り組みを積極的に行います。

なお、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンについては、公用車やエアコンの使用により排出されることから、電気・暖房用燃料使用量の削減や公用車用燃料使用量の削減などの取り組みを進め、目標達成を目指します。

1 市有施設の整備等に関する取り組み

(1) 市有施設等の省エネ化

二酸化炭素の排出に最も影響する電気や燃料の使用量を削減するために、市有施設の省エネ対策や公用車への次世代自動車の導入を進めます。

具体的な取り組み
<p>① 市有施設の省エネ対策</p> <p>ア 今後整備する新築事業においては、原則として、ZEB Oriented 相当*以上とすることを旨とする。</p> <p>イ 既存設備を含めたすべての市有施設で、原則として、LED 照明への切り替えを旨とする。</p> <p>ウ 市有施設の新築・改修時等には、高効率空調などの省エネルギー型設備の導入や排出係数が低い燃料への転換（重油からガス等）に努めるほか、エネルギーの見える化が可能となるエネルギー管理システム（BEMS）の導入について検討する。</p> <p>② 公用車への次世代自動車の導入</p> <p>ア 公用車の新規導入や更新においては、原則として、次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車等）の導入を旨とする。</p> <p>イ ゼロカーボン・ドライブ*につながるよう、再生可能エネルギーを導入した充電設備の設置について検討する。</p>

※【ZEB Oriented 相当】建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものを指すこととされている。

- ・ 事務所、学校、工場等：現行の省エネ基準値から 40%削減
- ・ ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等：現行の省エネ基準値から 30%削減

「政府実行計画実施要領（令和 3 年 10 月）」より

※【ゼロカーボン・ドライブ】再エネを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車を活用した、走行時の CO₂排出量がゼロのドライブを表す。

(2) 再生可能エネルギーなどの活用

電気や燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素を減らすために、使用するエネルギーの再生可能エネルギーなどへの転換とともに、エネルギーの有効利用を進めます。

具体的な取り組み
ア 今後予定する新築・大規模改修事業においては、原則として、太陽光発電設備の設置を目指す。
イ 今後の技術革新の状況に応じて、既存の市有施設においても太陽光発電設備の設置について検討する。
ウ 太陽光発電設備で発電した再エネ電気の自家消費を進めるため、蓄電池の導入を検討するほか、エネルギーを有効活用するため、業務用燃料電池やコージェネレーションシステムの導入について検討する。
エ バイオマスの熱利用のほか、水力や雪氷エネルギー、水素エネルギーなどの活用について検討する。
オ 電力使用による二酸化炭素排出量が市全体の約6割を占めていることなどを踏まえ、調達する電力については、再生可能エネルギー由来電力など排出係数が低い電力の導入に努める。

(3) 建築物等の建設にあたっての環境配慮の実施

地域材の利用や環境負荷の低減に配慮した施工に努めます。

具体的な取り組み
ア 「帯広市地域材利用方針」に基づき、建築物の木造化・内装木質化、各種製品の原材料等としての地域材の利用に努める。
イ 温室効果ガスの削減等に資する建設資材の利用や温室効果ガスの排出の少ない施工に努める。

※再エネ設備等の維持管理及び更新に対する考え方

市有施設に設置された再エネ設備等は、その性能が十分に発揮できるよう、施設所管部が、引き続き、適切な維持管理を行います。

なお、老朽化等により性能の維持が難しくなった設備の更新等については、施設所管部が、都市環境部のほか関係部局と検討を行い、その方向性を判断することとします。

2 日常の事務・事業に関する取り組み

(1) 省エネ行動の実践

二酸化炭素の排出に最も影響している電気や燃料の使用量を削減するために、効果的で身近な省エネ行動を実践します。

具体的な取り組み
<p>① 電気・暖房用燃料使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none">ア 室温は、省エネに配慮しつつ、柔軟に対応するほか、使用時間を短縮する（空調設備の適切な運用）。イ ナチュラルビズの実施により、自ら体温を調整するよう服装を工夫する。ウ 昼休みの消灯、窓際の消灯、トイレ等の消灯徹底、蛍光灯の間引きを行う。エ OA 機器は、未使用時や退庁時には電源をオフにするなど、適正管理を行う。オ 自動ドアの利用を自粛する。カ エレベーターの利用を自粛する（下り及び4階差までの上りは利用を自粛）。
<p>② 公用車用燃料使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none">ア 整備点検の励行、適切な運行管理のほか、最適な台数にするなど、公用車の適正管理をする。イ 公用車を運転する際には、発進時のふんわりアクセル（急発進・急加速の抑制）、速度の変化は少なく（安定・定速走行）、不要なアイドリングをしないなど、エコドライブを実践する。ウ 片道3km未満の場合、積極的に共用自転車を使用する。エ 片道1km未満の場合、公用車は原則として使用しない（近距離は徒歩の励行）。オ 会議等は積極的にWeb会議システムを活用する。

(2) 省資源の推進

紙使用量の削減、水使用量の節減など、資源を節約して環境負荷の低減に配慮します。

具体的な取り組み
<p>① 紙使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none">ア デスクネットネオなどグループウェア・電子メールの利用、会議資料等の電子化によりペーパーレス化を図る。イ 両面印刷及び両面コピーを徹底する。ウ 印刷プレビューで確認し印刷ミスを防止する。エ 資料は簡素化・共有化する。オ 紙の裏面も活用する。
<p>② 水使用量の節減</p> <ul style="list-style-type: none">ア トイレなどで水の流しっぱなしや出しすぎなどに注意し、水使用量を削減する（流水量の調節など）。イ 節水型機器を導入する。

(3) 廃棄物の削減及びリサイクルの推進

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3Rを徹底します。

具体的な取り組み
ア ごみの分別を徹底する。 イ 物品の長期使用・使い捨て製品の調達抑制、再利用を徹底する。 ウ OA機器、封筒、紙のリサイクルなど、廃棄物の適正処理を徹底する。 エ 不用物品等の有効活用を徹底する。 オ 冷蔵庫、カーエアコンなどフロン類使用製品は、フロン排出抑制法に基づき、点検等の着実な実施や適正処理を行う。

(4) グリーン購入等の推進

「帯広市グリーン購入調達方針」に基づき、環境に配慮した物品を優先的に購入・使用するとともに、温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物質の削減に向け、環境配慮契約*の導入について検討します。

※【環境配慮契約】製品・サービスを調達する際、価格に加えて、環境性能や事業者の環境価値（環境への取り組み等）を含めて評価し、契約相手方を決定する契約手法のこと。

(5) 研修・普及啓発等の推進

職員や関係者等に対し、計画の取り組み内容の周知徹底を図るほか、環境に配慮したイベントの開催を推進します。

具体的な取り組み
① 研修・普及啓発の実施 ア 職員への地球温暖化防止に関する研修や情報提供を行う。 イ 来庁者や市の施設の利用者への地球温暖化防止に関する取り組み(デコ活*)の普及啓発を行う。 ウ 委託業者等に対する環境保全への取り組み協力を依頼する。
② 環境に配慮したイベントの推進 ア イベントの広報・案内を行う際には、公共交通機関の利用を推奨する。 イ J-クレジット等の活用によるカーボン・オフセットの実施に努める。 ウ 環境配慮型製品の積極的な活用に努める。 エ ごみの発生抑制や分別・リサイクルの徹底に努める。

※【デコ活】国民・消費者(生活者)の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイル転換を促すため、令和4年10月に開始された「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、暮らしを豊かにし、CO₂を減らす環境にやさしいアクションのこと。国は、「デコ活アクション」や「ゼロカーボンアクション30」など、具体的なアクション例を示している。(参考資料 図4・図5参照)

(6) その他環境に配慮した取り組み

ノー残業デー（毎週水曜日）を徹底するほか、通勤や業務以外においても徒歩、自転車、車の相乗り※、バスの利用等によりマイカー利用を自粛するなど、全職員が率先して環境負荷の低減に取り組みます。

※車の相乗りについては、公務災害認定の関係上、通勤経路を逸脱しない範囲で行う。

第5章 計画の推進及び進捗管理

本計画を効果的に推進するため、次の取り組みを行います。

1 計画の推進にあたっての考え方

第4章の市が率先して行う取り組みについては、令和12年度の削減目標の達成を目指しつつ、社会情勢や国、北海道の支援制度、本市の他計画との整合や費用対効果などを踏まえ、本市の財政状況を考慮しながら進めていきます。

なお、各年度の市有施設の整備等については、毎年度の予算編成と合わせて検討していくこととします。

2 計画の推進及び進捗管理

本計画の推進にあたっては、今後設置予定の（仮称）帯広市ゼロカーボン庁内推進会議で協議をしながら進めていくこととします。

協議内容については、計画推進に必要な基準づくり（考え方の整理）や、スケジュール（優先順位付け）などのほか、毎年度、都市環境部が取りまとめる温室効果ガス排出量や取り組み状況などの総合評価とし、必要に応じて取り組みの改善を図っていきます。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況等は、ホームページ等により公表します。

資料編

資料1 これまでの温室効果ガスの排出実績（第1期から第3期）

第1期及び第2期では、温室効果ガスの削減目標を達成しましたが、第3期では、電気の二酸化炭素排出係数の上昇や、エネルギー使用量の多い施設の新設や建替えなど、計画策定時には想定していなかった特別な要因により、削減目標の達成には至りませんでした。（表6）（表7）

表5 これまでの計画概要

計画名	基準年度	計画年度	削減目標
第1期帯広市エコオフィスプラン	平成11年度	平成12年度～平成16年度	【CO ₂ 】基準年度比5%削減 【CO ₂ 以外】増加させない
第2期帯広市エコオフィスプラン	平成11年度	平成17年度～平成21年度	【CO ₂ 】基準年度比13.6%削減 【CO ₂ 以外】増加させない
第3期帯広市エコオフィスプラン	平成12年度	平成22年度～令和2年度	【CO ₂ 】基準年度比26.8%削減 【CO ₂ 以外】増加させない

表6 第1期及び第2期帯広市エコオフィスプランの実績

※排出量：t-CO ₂	基準年度 (平成11年度)	第1期				第2期		
		平成12年度～平成16年度 (終了年度)				平成17年度～平成21年度 (終了年度)		
		排出量 (構成比%)	排出量 (構成比%)	基準年度比 (%)	削減目標 (%)	排出量 (構成比%)	基準年度比 (%)	削減目標 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	23,769 (99.2)	20,050 (99.1)	△15.6	△5.0	18,876 (99.1)	△20.6	△13.6	
二酸化炭素 以外	メタン (CH ₄)	177 (0.7)	163 (0.8)	△7.9	-	159 (0.8)	△10.2	-
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	18 (0.1)	19 (0.1)	5.6	-	15 (0.1)	△16.7	-
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	4 (0.0)	5 (0.0)	25.0	-	4 (0.0)	0.0	-
	計	199	187	△6.0	±0	178	△10.6	±0
合計	23,968 (100)	20,237 (100)	△15.6	-	19,054 (100)	△20.5	-	

表7 第3期帯広市エコオフィスプランの実績

排出量 (t-CO ₂)	基準年度 (平成12年度)	第3期			
		平成22年度～令和2年度 (終了年度)			
		排出量 (構成比%)	排出量 (構成比%)	基準年度比 (%)	削減目標 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	27,525 (99.3)	24,172 (99.2)	△12.2	△26.8	
二酸化炭素 以外	メタン (CH ₄)	179 (0.6)	195 (0.8)	8.9	-
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	17 (0.1)	9 (0.0)	△47.1	-
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	2 (0.0)	3 (0.0)	0.5	-
	計	198	207	4.5	±0
合計	27,723 (100)	24,379 (100)	△12.1	-	

資料2 第4期帯広市エコオフィスプランの令和5年度までの取り組み状況

削減目標

- ・基準年度（令和元年度）比で、二酸化炭素排出量を毎年度1%削減することとし、令和12年度までに12%の削減を目標とする。
- ・メタン等の二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量は、増加させないものとする。

令和5年度は、温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量換算）のうち、二酸化炭素以外は若干増加していますが、二酸化炭素は基準年度（令和元年度）と比較して10.1%減少と、削減目標を達成しており、令和12年度に向け、概ね順調に推移しています。（表8）

表8 第4期帯広市エコオフィスプランの取り組み状況

※排出量：t-CO ₂		基準年度 (令和元年度)	直近値（令和5年度）			目標年度 (令和12年度)
		排出量 (構成比%)	排出量 (構成比%)	基準年度比 (%)	削減目標 (%)	削減目標 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)		28,337 (99.3)	25,465 (99.1)	△10.1	△4.0	△12.0
二酸化炭素 以外	メタン (CH ₄)	195 (0.7)	202 (0.8)	3.6	-	-
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	10 (0.0)	9 (0.0)	△10.0	-	-
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	3 (0.0)	3 (0.0)	0.0	-	-
	計	208	214	2.9	±0	±0
合計		28,545 (100.0)	25,679 (100)	△10.0		-

※二酸化炭素以外の温室効果ガスは、地球温暖化係数を用い、二酸化炭素排出量に換算しています。

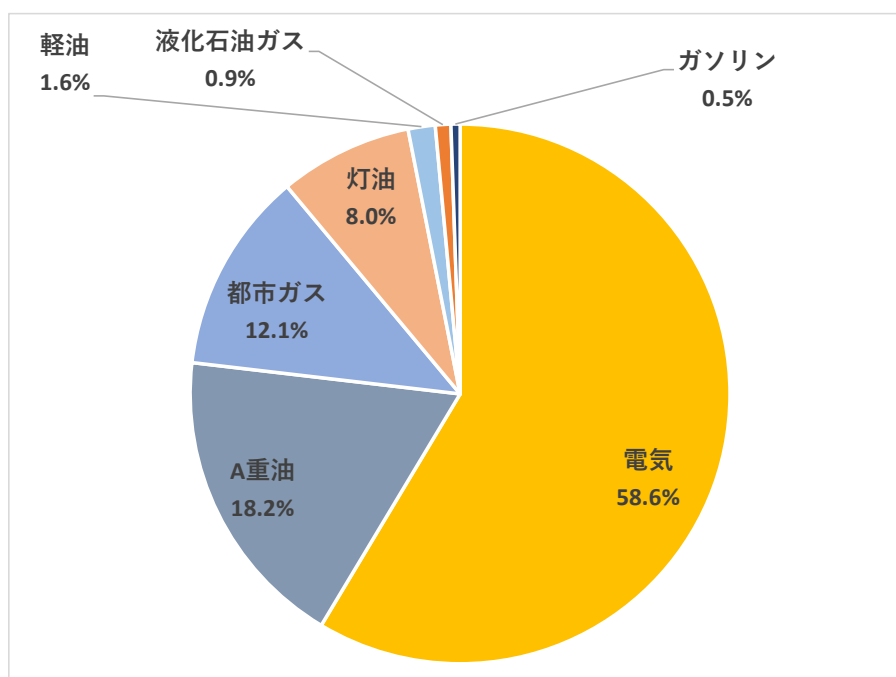


図2 エネルギー種別の二酸化炭素排出量の割合（令和5年度）

政府実行計画の改定

■ 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）

■ 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達等**について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

図3 政府実行計画の概要

※出典：環境省ホームページ

表9 政府実行計画の主な取り組み内容と帯広市ゼロカーボン推進計画における市の取り組み

政府実行計画の主な取り組み内容	帯広市ゼロカーボン推進計画における市の取り組み
太陽光発電の最大限導入	・ 公共施設への太陽光発電の導入と蓄電池の導入等による電力の自家消費
新築建築物のZEB化	・ 公共施設のZEB化など省エネ性能の向上 ・ 公共施設へのBEMSの導入 ・ 公共施設への省エネ性能の高い設備・機器の導入
電動車の導入	・ 公用車への次世代自動車の導入
LED照明の導入	・ 公共施設への省エネ性能の高い設備・機器の導入
再エネ電力調達	・ 公共施設での再エネ比率の高い電気の利用

デコ活アクション

\ まずはここから /

デ

電気も省エネ
断熱住宅

コ

こだわる楽しさ
エコグッズ

カ

感謝の心
食べ残しゼロ

ツ

つながるオフィス
テレワーク

ひとりでにCO₂が下がる

住 節水できる機器、
高効率の給湯器を選ぶ

移 環境にやさしい
次世代自動車を選ぶ

住 太陽光発電など、再生可能
エネルギーを取り入れる

みんなで実践

衣 クールビズ・ウォームビズ、
サステナブルファッションに
取り組む

住 ごみはできるだけ減らし、
資源としてきちんと
分別・再利用する

食 地元産の旬の食材を
積極的に選ぶ

移 できるだけ公共交通・
自転車・徒歩で移動する

買 はかり売りを利用する
など、好きなものを必要
な分だけ買う

住 宅配便は一度で受け取る

図4 デコ活アクション

※出典：環境省「デコ活アクションチラシ」より一部抜粋



ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

<p>エネルギーを 節約・転換しよう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 再エネ電気への切り替え クールビズ・ウォームビズ 節電 節水 省エネ家電の導入 宅配サービスをできるだけ一回 で受け取ろう 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・ 省エネ住宅に住もう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの設置 ZEH（ゼッチ） 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 暮らしに木を取り入れる 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 働き方の工夫 	<p>CO₂の少ない 交通手段を選ぼう！</p> <ol style="list-style-type: none"> スマートムーブ ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 食事を食べ残さない 食材の買い物や保存等での食品 ロス削減の工夫 旬の食材、地元の食材で つくった菜食を取り入れた 健康な食生活 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に 積極的に参加しよう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO₂の少ない製品・ サービス等を選ぼう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 脱炭素型の製品・サービスの選択 個人のESG投資 	<p>3R（リデュース、 リユース、リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> 使い捨てプラスチックの使用を なるべく減らす。マイバッグ、 マイボトル等を使う 修理や修繕をする フリマ・シェアリング ゴミの分別処理 	<p>サステナブルな ファッションを！</p> <ol style="list-style-type: none"> 今持っている服を長く大切に着る 長く着られる服をじっくり選ぶ 環境に配慮した服を選ぶ

図5 ゼロカーボンアクション30

※出典：環境省ホームページ